

証券取引法等の一部を改正する法律

(証券取引法の一部改正)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「発行者である会社」を「発行者」に、「第二百二十八条」を「第二百三十三条」に、

「第四節 取

第五節 証

第一款

第二款

第六節 監

第七節 雑

引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託(第二百二十九条―第二百三十三条)

証券取引所の解散等

解散(第三百三十四条・第三百三十五条)

合併(第三百三十六条―第三百五十条)

「第四節 証券

第一款 解

を
第二款 合

督(第四百四十八条―第五百五十三条)

第五節 監督

則(第五百五十三条の二・第五百五十四条)

第六節 雜則

取引所の解散等

散(第三百三十四条・第三百三十五条)

併(第三百三十六條―第四百四十七條)

に、「第六章 有価証券の取引等に関する規制(第一百五十七條―

(第四百四十八條―第五百五十三條)

(第五百五十三條の二・第五百五十四條)」

「第六章 有価証券の取引等に関する規制(第一百五十七條―第一百七十一條)

第六章の二 課徴金

第一節 納付命令(第一百七十二條―第一百七十七條)

第二節 審判手続(第一百七十八條―第一百八十五條の十七)

に改め

第一百八十五條)」を

第三節 訴訟(第一百八十五條の十八)

第四節 雜則（第八十五條の十九―第八十五條の二十一）

る。

第二條第一項第五号の二中「（第六十六條第六項において「優先出資証券」という。）」を削り、同條第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二條第二項第二号の契約のうち政令で定めるものに該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）に基づく権利又は組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約をいう。）若しくは匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約をいう。）であつて投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものに基づく権利

四 外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

第二条第八項第七号二中「イから八まで」を「イから二まで」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「有価証券に」を「有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号に同号イとして次のように加える。

イ 競売買の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）

第二条第十項中「その相手方に提供する」及び「内閣府令で定める」を削り、「記載した文書」を「記載する文書であつて、相手方に交付し、又は相手方からの交付の請求があつた場合に交付するもの」に改める。

第十三条第一項中「次項及び第十五条第二項」を「以下この章」に改め、同条第二項から第五項までを次のように改める。

前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合

には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一 第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合 次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券 次に掲げる事項

(1) 第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

(2) 第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ 既に開示された有価証券 次に掲げる事項

(1) イ(1)に掲げる事項

(2) 第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二 第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合 次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券 次に掲げる事項

(1) 第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

(2) 第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ 既に開示された有価証券 次に掲げる事項

(1) イ(1)に掲げる事項

(2) 第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

三 第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合 第七条の規定による訂正届出書に

記載した事項

前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号

に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合において、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

第十三条第六項を削る。

第十五条第一項中「引受人」の下に「（適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含

む。以下この章において同じ。)」を加え、「又は登録金融機関は」を「登録金融機関又は証券仲業者は」に改め、同条第二項中「又は登録金融機関は」を「登録金融機関又は証券仲業者は」に、「前項に規定する」を「前項の」に、「又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、」を「又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合(当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。)

二 当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合(当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。)

イ 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

ロ その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

第十五条第三項中「前項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があったときには、当該目論見書を交付しなければならない。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価

格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

第十七条を次のように改める。

第十七条 第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しについて、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている第十三条第一項の目論見書又は重要な事項について虚偽の表示若しくは誤解を生ずるような表示があり、若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の表示が欠けている資料を使用して有価証券を取得させた者は、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であり、若しくは表示が欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者が受けた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任ずべき者が、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第十八条第二項中「規定により作成した」を削る。

第二十条中「一年間」を「三年間」に、「五年間」を「七年間」に改める。

第二十一条第三項中「規定により作成した」を削る。

第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二 第二十五条第一項各号に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）のうち
に、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類の提出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の際虚偽記載等を知っていたときは、この限りでない。

前項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされたときは、当該虚偽記載等の事

実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。

前項の「虚偽記載等の事実の公表」とは、当該書類の提出者又は当該提出者の業務若しくは財産に關し法令に基づく権限を有する者により、当該書類の虚偽記載等に係る記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実について、第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

前項の場合を除くほか、第二項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該

書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

第二十一条の三 第二十条の規定は、前条の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十一条の二」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「第二十五条第一項各号に掲げる書類」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）」とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

第二十二条第一項中「前条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「又は欠けている」を「又は欠けている」に、「取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」を「募集又は

売出しによらないで取得した者」に改め、同条第二項中「前条第二項第一号又は第二号」を「第二十一条第二項第一号及び第二号」に改める。

第二十三条の二中「当該届出書に係る目論見書若しくは第十三条第二項ただし書の内閣府令で定める要件を満たす」を「第十三条第三項の規定の適用を受ける」に、「及び第十七条から前条まで」を、「第十条から第二十一条まで、第二十二条及び前条」に、「第十七条中「目論見書」とあるのは「目論見書（同条第三項）」に、「第十三条第二項ただし書」を「第十七条中「目論見書」とあるのは「目論見書（同条第三項）」に、「同条第二項ただし書」を「同条第三項」に、「目論見書」とあるのは「目論見書（第十三条第二項ただし書）」を、「目論見書」とあるのは「目論見書（第十三条第三項）」に改める。

第二十三条の十二第二項を次のように改める。

第十三条第一項の規定は発行登録を行った有価証券の発行者について、同条第二項本文の規定は発行登録を行った有価証券の発行者が作成する目論見書について、同条第四項及び第五項の規定は発行登録を行った有価証券の募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項本文中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容」とあるのは、「発行登

録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載すべき内容及び内閣府令で定める内容」と読み替えるものとする。

第二十三条の十二第三項中「第十五条（第一項を除く。）」を「第十五条第二項及び第六項」に、「第十三条第二項及び第四項」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第二項及び第四項」と、同条第三項中「第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の」と、同条第六項中「第二項から前項まで」とあるのは「第二項」と、「に改め、同条第四項中「第三項」を「第六項」に改め、同条第五項を次のように改める。

第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行った有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、第十七条中「第十三条第一項の目論見書」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合

を含む。)の規定による訂正発行登録書(以下「訂正発行登録書」という。)又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類(以下「発行登録書類等」という。)のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第二項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書(当該目論見書に係る参照書類を含む。)のうちに」と、第十九条第二項中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書(当該目論見書に係る参照書類を含む。)のうちに」と、第二十条中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書(当該目論見書に係る参照書類を含む。)のうちに」と、「第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された時」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と、第二十一条第一項各号列記以外の部分中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、同項第一号及び第二号中「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第三項

中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、第二十三條中「第四條第一項若しくは第二項の規定による届出があり、かつ、その効力が生じたこと」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出されたこと（第二十三條の八第二項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。）」と、「第十條第一項若しくは第十一條第一項」とあるのは「第二十三條の十第三項若しくは第二十三條の十一第一項」と、「当該届出」とあるのは「当該発行登録」と、「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と読み替えるものとする。

第二十三條の十二第九項中「及び第五項」を「並びに前項において準用する第十七條、第十八條第二項及び第二十一條第三項」に改め、同條第六項から第八項までを削る。

第二十四條の二第二項中「遅滞なく」を「政令で定めるところにより」に改め、「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して」を削る。

第二十四条の四及び第二十四条の五第五項中「取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」を「募集又は売出しによらないで取得した者」に改める。

第二十四条の六第一項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削り、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」を「募集又は売出しによらないで取得した者」に、「前条第二項第一号又は」を「第二十一条第二項第一号及び」に、「前条第二項第一号」を「第二十一条第二項第一号」に改める。

「第一節 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け」を「第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け」に改める。

第二十七条の二第一項中「有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である」を「その」に、「の当該株券等の発行者である会社」を「について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者」に改め、同条第七項第二号中「株券等の発行者である会社が発行者である」を削り、「会社の株主」を「株券等の発行者の株主」に、「当該会社が発行者である」を「当該」に改め、同条第八項第一号中「会社の総株主の議決権」を「発行者の総議決権の数」に改め、同項第二号中

「会社が発行者である」を「株券等の発行者の」に、「会社の総株主の議決権」を「発行者の総議決権の数」に改める。

第二十七条の三第一項中「内閣府令」を「政令」に改め、「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（以下この章及び第四十九条第三項において「日刊新聞紙」という。）に掲載して」を削り、同条第四項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改める。

第二十七条の五中「株券等の発行者である会社が発行者である」を「株券等の発行者の」に改め、同条第一号中「会社が発行者である」を「株券等の発行者の」に改める。

第二十七条の六第一項中「内閣府令」を「政令」に、「日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない」を「公告しなければならない」に改める。

第二十七条の八第十一項中「直ちに、内閣府令で定めるところにより」を「政令で定めるところにより、」に改め、「日刊新聞紙に掲載して」を削る。

第二十七条の十第一項中「である会社」を削り、「対象会社等」を「対象者」に、「当該会社」を「当該発行者」に改め、同条第二項中「対象会社等」を「対象者」に改め、同条第三項中「対象会社等」を

「対象者」に、「会社が発行者である」を「対象者である発行者の」に改める。

第二十七条の十一第一項中「である会社」を削り、同条第二項中「までに、内閣府令」を「までに、政令」に、「日刊新聞紙に掲載して公告を」を「公告」に改め、同条第四項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改める。

第二十七条の十二中「応募株主」を「応募株主等」に改める。

第二十七条の十三第一項中「内閣府令」を「政令」に改め、「日刊新聞紙に掲載して」を削り、同条第三項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改め、同条第五項中「応募株主」を「応募株主等」に改める。

第二十七条の十五第二項中「対象会社等」を「対象者」に改める。

「第二節 発行者である会社による上場株券等の公開買付け」を「第二節 発行者による上場株券等の公開買付け」に改める。

第二十七条の二十二の二第一項中「である会社」を削り、同条第二項中「である会社」を削り、「当該会社が発行者である」を「当該発行者の」に、「対象会社等」を「対象者」に改め、同条第三項中「であ

る会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改め、同条第十一項中「会社」を「者」に改め、同条第十二項中「会社」を「発行者」に改める。

第二十七条の三十の九第一項中「第十五条第二項（同条第三項）」を「第十五条第二項から第四項まで（同条第六項）」に改め、「第十三条第二項及び第四項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に適合する」を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同条第二項を削る。

第二十七条の三十の十一第一項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改め、同条第三項中「対象会社等」を「対象者」に、「株券等の発行者である会社が発行者である」を「発行者の」に改める。

第二十八条の二第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十八条の四第一項第七号中「（平成三年法律第六十六号）」を削る。